

社会福祉法人あおば福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 あおば福社会(以下「当法人」という)定款の規定に基づき、理事及び監事及び評議員の非常勤役員等報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 理事及び監事及び評議員には、勤務形態、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当、交通費は支給しない。病気、入院等により長期(月単位)に業務を行えない場合は、理事長及び常任理事の勤務分について支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の理事報酬を支給する。
当法人の職員が常任理事をする際は、勤務分を差し引いた報酬を支給する。また、理事報酬については、勤務分が含まれておらず、そのまま支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事及び監事に対する報酬等の支給時期は、年収として12月に一括支給とする。
2 評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに理事及び監事に就任した者には、その月から報酬を支給する。
2 理事及び監事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数(理事長及び常任理事月3日)(理事、監事2日換算とする)から日割りによって計算する。
4 本条第2項の規定にかかわらず、理事及び監事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。
5 任期満了に伴い理事及び監事が交代する場合の報酬は、月単位とする。就任した日の月の報酬は、新たに就任した理事及び監事に支給し、退任した理事及び監事は、任期満了日の前月までの支給とする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
(1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
(2)50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(理事及び監事の報酬等の算定方法)

第7条 理事及び監事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。報酬については、別表1に定める額

(評議員の報酬等の算定方法)

第8条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

報酬については、別表2に定める額

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年4月1日より施行する

2018年11月17日 改訂

2021年6月1日 改訂

別表1

理事及び監事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	年額 1,200,000 円 うち勤務分 700,000 円上限 月3回勤務し1日 20,000 円
常任理事	年額 1,200,000 円 うち勤務分 700,000 円上限 月3回勤務し1日 20,000 円
理事	年額 300,000 円 上記に勤務分は含まれない
監事	年額 120,000 円

職務のため出張をしたときは、上記の範囲内を基本とし、やむを得ず上回る場合において、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

別表2

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5000 円